

大和高田市男女共同参画計画(第4次)策定業務委託仕様書

本仕様書は、大和高田市(以下「市」という。)が受託者に委託する「大和高田市男女共同参画計画(第4次)策定業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

1 委託業務名

大和高田市男女共同参画計画(第4次)策定業務

2 業務目的

本業務は平成29年3月に策定した「大和高田市男女共同参画計画(第3次)」(以下「現計画」という。)の計画期間(平成29年度から令和8年度)が満了することから、新たに令和9年度を初年度とする次期計画を策定することを目的とする。

計画策定にあたっては、これまでの取組や多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、その調査結果から市民の意識や実態を把握し、課題を明らかにするとともに、今後の目標や施策等をまとめた「大和高田市男女共同参画計画(第4次)」(以下「本計画」という。)を策定することを目的とする。

なお、本計画は「男女共同参画基本法」に定められている男女共同参画社会形成の促進と「大和高田市まちづくりの指針」をはじめとする市の関連計画との整合性を配慮し策定するものとし、計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間(計画の見直しは特に必要な場合を除き実施しない)とする。

また、現計画での目標到達状況を勘案の上、特に施策と事業の関係性を再考し、真に必要な内容を集約し、関係各課等にて簡潔明瞭な進捗管理の実施を可能とすること、各課の事業への取り組みやすさの向上及び負担軽減を考慮し、事務改善を図ることを念頭に策定する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 関連法令等の遵守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。なお、本計画は次の計画として位置づける。

- (1)男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (2)配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に

基づく「市町村推進計画」

- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」

5 委託業務内容

(1) 市民意識調査

事業名:大和高田市男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象:市内在住者(満 16 歳以上)2,000 人

調査方法:郵送による配布、回収

調査機関:2~3 週間

① 調査票の設計

調査票の設問設計にあたっては、国の指針や施策の動向に基づき、市と協議のうえ決定する。なお、市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、新たに調査・分析すべき視点を提案のうえ反映させるものとする。

② 調査票及び返信用封筒の作成・納品

調査票:A4判/1色/12頁程度

返信封筒(印刷したもの):長3/2,000枚

③ 調査票の封入・発送・回収

- ・調査対象の抽出、宛名シール作成、封入、調査対象者への発送は市が行う。
- ・調査票の返送先は市とし、発送及び返送に係る郵送料は市の負担とする。
- ・返送された調査票は受託者が回収を行う。なお、回収等に係る費用は受託者の負担とする。

④ 調査報告書の作成

- ・回収した調査票の入力・集計・分析(コメントを含む。)、必要に応じて過去の調査との経年比較を行い、報告書を作成する。
- ・報告書の作成は本市と協議のうえ、集計表はグラフ等を用いて見やすくなるように工夫すること。また、報告書の誤字・脱字の確認を行うこと。
- ・個人情報等の取り扱いには十分注意すること。
- ・回収した調査票は報告書作成後、市に返却すること。

(2)基礎調査業務(情報収集、資料調査、施策調査、現状分析、課題の抽出・整理作業)

- ① 国・県・他市町村の動向や先進事例等の情報を広く収集し、既存資料(統計資料、行政資料等)と合わせて本業務の参考にすること。
- ② 現計画に掲げる事業や市の関連施策等について、本業務の基礎資料とすること。
- ③ 必要に応じて関係機関等へ調査、聞き取り等を行う。

(3) 計画骨子案・素案・計画書及び概要版の作成

上記の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、市と内容及び時期を協議しながら本計画の骨子案、計画書素案、計画書及び概要版を作成する。なお、本計画書及び概要版の作成にあたっては、市民等読み手がわかりやすく見やすいデザイン・構成となるよう配慮すること。

(4) 大和高田市男女共同参画審議会・庁内策定に係る会議・パブリックコメントの支援

会議等の運営支援(資料作成、提案、助言、説明等)及び会議録の作成を行うこと。なお、市男女共同参画審議会は2回程度、庁内策定に係る担当部署との会議等は必要に応じて開催するものとする。また、庁内関係部署宛に目標値及び事業の設定等調査を必要とするときは、調査シートの作成を行い、進捗管理方法に応じた進捗確認の実施方法を構築すること。またパブリックコメントの実施支援(資料作成、意見の集約、回答案の作成、計画案への反映等)を行うこと。

(5) 成果品

- ① 市民意識調査結果報告書(A4/1色/100頁程度)のPDFデータ
- ② 本計画の概要版(A4/4色/8頁)のPDFデータ
- ③ 本計画書(A4/表紙のみカラー/80頁程度)のPDFデータ
- ④ 各会議等報告書(A4)のPDFデータ
- ⑤ ①～④を含む業務に関する電子データ一式

※PDF及びWordまたはExcel等を収録したCD-R1枚

6 委託料(消費税及び地方消費税を含む)

業務委託料は、成果品の納品を確認検収のうえ支払うものとする。

7 その他

(1) 基本事項

- ① 本業務の実施にあたり、仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合等は、市と協議のうえ定める。
- ② 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を遵守することはもとより、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- ③ 本業務において個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法、各省庁が作成した個人情報に関するガイドライン及び本市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供した資料について受託者は外部に漏洩してはならない。
- ④ 受託者は、市への報告・納品等の期限を厳守すること。
- ⑤ 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場

合は、市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

- ⑥ 業務の再委託は原則として禁止する。
- ⑦ 作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属する。